

# 平成25年度税制改正大綱の概要

税理士法人トーマツ 税理士 <sup>くわた ともたか</sup> 桑田 智隆

## 1. はじめに

自由民主党、公明党は、平成25年1月24日に「平成25年度税制改正大綱」を公表した。平成25年度税制改正においては、円高・デフレ不況の長期化、成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等の閉塞感を打破するため「成長と富の創出の好循環」を意識した、民間投資や雇用を喚起する政策的税制措置が盛り込まれている。

本稿では主として日系企業に直接影響を与えると思われる、法人課税、納税環境整備の改正を中心に紹介する。なお、税制改正大綱は国会に提出された法案が法律として成立するまでその詳細は確定しない。よって、今後、内容に変更が生じる可能性があることにご留意願いたい。

## 2. 法人課税

### (1) 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

#### ① 国内設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備（注）で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当期の償却費として損金経理をした金額及び前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の110%相当額を超えるときは、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供した時に限り、その機械装置の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除とのいずれかを選択適用することができる。ただし、税額控除は、当期の法人税の20%が限度となる。

（注）生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。

#### ② 企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1

日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らず、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないときは、雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額（注）を控除した金額）が基準雇用者給与等支給額の5%以上であるときに限り、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができることとする。ただし、当期の法人税の10%（中小企業者等については20%）が限度となる。

（注）基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

#### ③ 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告書を提出する中小企業等が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善に関する指導及び助言（注1）を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備（注2）の取得等をして卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業の事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする（税額控除の対象は資本金等が3,000万円以下の中小企業等に限定）。ただし、税額控除は当期の法人税の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越ができる。

（注1）経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

（注2）対象となる器具備品は、1台又は1基の取得価額が30万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上のものとする。

#### ④ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）

（イ）試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別

試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度等について、2年間の時限措置として控除税額の上限を当期の法人税額の30%（現行20%）に

引き上げる。控除限度額は平成24年3月31日までに開始する適用年度期限の到来をもって30%から20%にいったん引き下げられていたが、再び引き上げられることになる。

**研究開発税制の適用期間及び限度額のまとめ**

	適用期間	限度額				
		平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日以降開始事業年度
総額型	恒久措置	法人税の30%	法人税の20%	法人税の30%	法人税の30%	法人税の20%
増加額	平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度	法人税の10%	法人税の10%	法人税の10%	(廃止)	(廃止)
高水準型	平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度	法人税の10%	法人税の10%	法人税の10%	(廃止)	(廃止)
特別試験研究費	恒久措置	法人税の30%	法人税の20%	法人税の30%	法人税の30%	法人税の20%

(ロ) 特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

**⑤ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税の特別控除制度（環境関連投資促進制度）**

次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

- 即時償却制度について、対象資産に熱電併給型電力発生措置（コージェネレーション設備）を加える。
- 対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得したものを除外する。

**⑥ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）**

雇用促進計画の届出を行った青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上増加した場合、税額控除の適用を受けることができる制度が平成23年税制改正により創設されたが、税額控除限度額を増加雇用者数1人あたり40万円（現行20万円）に引き上げるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置を講ずる。

**(2) 中小企業対策・農林水産業対策**

**① 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴う措置**

青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準する一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等有する当該中小企業者に対する債権が特定投資事業有限責任組合の組合財産になる場合において、債務処理に関する計画に従って、資産の評価替えをして、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができることとする。

**② 中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度**

2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。

**③ 交際費の損金不算入制度**

法人が支出する交際費は原則として損金に算入されないが、中小法人（資本金の額が5億円以上の法人との間に完全支配関係のある普通法人を除く）に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの交際費の損金不算入措置（現行10%）を廃止する。

### (3) その他

#### ① 投資簿価修正の整備

連結法人が連結子法人株式の譲渡等を行う場合における投資簿価修正について、修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正の計算について所要の整備を行う。

#### ② 資産の評価損益の計上

再生計画認可決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合における資産の評価損益の計上について、少額資産を加え評価差額が1,000万円未満の資産等であっても評価損益を計上できることとする。

#### ③ 貸倒引当金

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に手形交換所に相当する一定の電子債権記録機関による取引所停止処分を加える。

#### ④ 災害損失欠損金

災害損失欠損金が生じた事業年度の確定申告において災害損失額の計算に関する明細の記載がない場合でも、修正申告書又は更正請求書にその明細を記載した書類を添付しているときは災害損失欠損金額の繰越控除制度の適用があることを明確化する。

#### ⑤ 債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入制限

民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に期限切れ欠損金を損金算入できる制度について、欠損金控除前の所得金額が債務免除益相当額を超える場合における損金算入額は、青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の20%相当額を減算した金額を限度とする。ただし、中小法人については現行通りとする。

#### ⑥ 特定資産に係る譲渡等損失の損金不算入制度等の見直し

(イ) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度の制限対象について、次の見直しを行う。

- 対象となる資産の範囲に、特定適格組織再編成等を行った法人がその特定適格組織再編成等の日以前に行われた他の特定適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産を加える。

(ロ) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、次の見直しを行う。

- 適格合併等を行った法人の欠損金額のうち、その適格合併等の日前行われたみなし共同事業要件

を満たさない適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産の譲渡等損失により生じた欠損金額とされる部分の金額は、被合併法人等が有している場合には合併法人等への引継ぎが制限され、合併法人等が有している場合にはないものとされる。

- 適格合併等を行った法人の欠損金額のうち、その適格合併等の日前行われたみなし共同事業要件を満たさない適格合併等によりその法人と支配関係がある他の法人から引き継いだ一定の欠損金額で特定資産譲渡等損失額から成る部分の金額は、被合併法人等が有している場合には合併法人等への引継ぎが制限され、合併法人等が有している場合にはないものとされる。

#### ⑦ 所得税額控除

法人税額から控除する所得税の計算について、公社債等に係る所得に対する課税の見直しに合わせて、公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に対する所得税の所有期間による按分計算を廃止し、全額を控除する。

#### ⑧ 連結留保金課税

連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとする。現行制度上は連結法人間で適格現物分配が行われた場合には、連結留保金額が減少するという事態が生じていたため、適格現物分配の場合でも連結留保金額が減少しないように手当されるものと思われる。

### (4) 国際課税

#### ① 外国税額控除

外国子会社合算税制により合算された無税国に本店の所在する特定外国子会社等の合算所得につき、特定外国子会社等が本店所在地国以外の国で課税される場合（例えば投資に対する源泉税など）には、当該合算所得については外国税額控除の適用上、国外所得から除外されるため二重課税を排除できないケースがあったが、本店所在地国以外の国で課税されている場合においても、国外所得に含めて計算することとする。

#### ② 移転価格税制

独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率（いわゆるペリー比）を加える。

#### ③ 過大支払利子税制

過大支払利子税制と過少資本税制の双方が適用され得る場合における、重複適用排除に関する規定の整備を行う。

### 3. 納税環境整備

#### (1) 延滞税等の見直し

延滞税の割合は、原則として（イ）納期限までの期間又は納期限の翌日から2ヶ月経過する日までは年7.3%又は各年の特例基準割合のいずれか低い割合、（ロ）2ヶ月を経過する日の翌日から完納の日までは年14.6%とされているが、次の通り改正される。

- ① 年7.3%の部分（（イ）の部分）については、各年の特例基準割合（注）に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合は年7.3%）
- ② 年14.6%の部分（（ロ）の部分）については、各年の特例基準割合に年7.3%を加算した割合

（注）特例基準割合は、これまで前年の11月30日における日本銀行法の規定に定める基準割引率+年4%として計算することとされていた（平成24年は年4.3%）が、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算して計算することとされた。

#### (2) 利子税の割合

利子税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じて、それぞれ次に定める割合とする。

- ① ②に掲げる利子税以外の利子税 各年の特例基準割合
- ② 相続税及び贈与税に係る利子税（その割合が年7.3%のものを除く）これらの利子税の割合に、各年の特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

#### (3) 還付加算金の割合

還付加算金については、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、各年の特例基準割合で計算される。

上記の改正は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税等に適用される。

以上